

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
22-1	王春工業株式会社	春日井市高蔵寺町3-39	R5.3.31	R5.4.13	2週間	令和5年1月19日、尾張建設事務所発注の「中小河川改良工事(5か年)(ICT簡易・環境整備)(3号工)(R3国補正)」において、玉掛け業務に必要な資格を有しない二次下請の作業員が、バックホウで吊上げた大型土の玉外し及び合図を行った際、土の紐とバックホウのフックとの間に指を挟まれ負傷した。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事故調査委員会において元請業者及び下請業者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、元請業者の王春工業株式会社及び一次下請業者のミライズ株式会社に対して指名停止を行う。	尾張建設事務所	春日井市御幸町地内	要領第4条第1項(別表第1-7)
22-2	ミライズ株式会社	岐阜県加茂郡八百津町八百津4861-1	R5.3.31	R5.4.13	2週間	令和5年1月19日、尾張建設事務所発注の「中小河川改良工事(5か年)(ICT簡易・環境整備)(3号工)(R3国補正)」において、玉掛け業務に必要な資格を有しない二次下請の作業員が、バックホウで吊上げた大型土の玉外し及び合図を行った際、土の紐とバックホウのフックとの間に指を挟まれ負傷した。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事故調査委員会において元請業者及び下請業者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、元請業者の王春工業株式会社及び一次下請業者のミライズ株式会社に対して指名停止を行う。	尾張建設事務所	春日井市御幸町地内	要領第4条第1項(別表第1-7)及び要領第5条第1項

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
21-1	水道機工株式会社名古屋支店	名古屋市中区栄 2-4-12	R5. 2. 25	R5. 6. 24	4か月	水道機工株式会社及び株式会社水機テクノスは、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。 並びに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を、水道機工(株)は主任技術者及び監理技術者として、また(株)水機テクノスは監理技術者として工事現場に配置していた。 また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、国土交通省関東地方整備局は両社に対して監督処分を行った。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、水道機工株式会社名古屋支店及び株式会社水機テクノス名古屋支店に対して指名停止を行う。	-	-	要領第4条 第1項 (別表第3-5、 3-6) 及び 要領第6条 第1項
21-2	株式会社水機テクノス名古屋支店	名古屋市中区栄 2-2-17							

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
20	五洋建設株式会社名古屋支店	名古屋市中区栄1-2-7	R5.1.31	R5.2.28	1か月	<p>五洋建設株式会社が共同企業体として請け負った道路工事において、同社の現場代理人は、令和3年7月9日に発生した作業員が負傷した事故について、遅滞なく労働者死傷病報告書を所轄の労働基準監督署長に提出すべきところ、同年8月19日に至るまで提出しなかった。</p> <p>これにより、令和4年12月22日、大津簡易裁判所から、同現場代理人が労働安全衛生法違反で罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>したがって、契約の相手方として不適當であると判断し、五洋建設株式会社名古屋支店に対して指名停止を行う。</p>	西日本高速道路株式会社	大津市内	要領第4条第1項(別表第3-7)

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
19	株式会社石三組	常滑市住吉町 1-30	R4. 11. 15	R4. 12. 14	1か月	知多建設事務所発注の「道路改良工事 (常-20)(R3国補正)」において、令和4年7月13日、工事用車両が 横断する市道の舗装保護のため設置して いた敷鉄板上で、自転車で走行中の被災 者が転倒し、右膝を骨折するなどの重傷 を負う事故が発生した。 本件は、愛知県建設局・都市・交通 局・建築局建設工事事故調査委員会にお いて元請業者の安全管理措置がやや不適 切であると判断されたことから、元請業 者である株式会社石三組に対して指名停 止を行う。	知多建設事務所	常滑市 金山地内	要領第4条 第1項 (別表第1-5)

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
18	中外テクノス株式会社 中部支社	名古屋市守山区 花咲台2-303	R4. 10. 19	R5. 10. 18	12か月	中外テクノス株式会社は、広島市が発注する特定コンピューター機器の入札等に際し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、中外テクノス株式会社中部支社に対して指名停止を行う。	—	広島県	要領第4条 第1項 (別表第3-1)

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
17-1	山旺建設株式会社	西尾市花ノ木町 1-8	R4.9.14	R4.9.27	2週間	令和4年6月22日、西三河建設事務所発注の「道路維持補修工事道路維持作業業務委託(道路維持作業班)西尾」において、道路維持作業中、作業員が伐採した竹や樹木の枝をチェーンソーで切断していたところ、チェーンソーがキックバックして足にあたり、2か月の加療を要する重傷を負った。	西三河建設事務所	西尾市 吉良町地内	要領第4条 第1項 (別表第1-7) 及び 要領第5条 第3項
17-2	山旺・丸洋・高杉経常建設共同企業体	西尾市花ノ木町 1-8	R4.9.14	R4.9.27	2週間	本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事故調査委員会において業務受託者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、受託者である山旺建設株式会社に対して指名停止を行う。 また、山旺建設株式会社が構成員となっている、山旺・丸洋・高杉経常建設共同企業体に対しても同様に指名停止を行う。			

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
16	日本工営株式会社 名古屋支店	名古屋市中区葵 1-20-22	R4.9.7	R5.1.6	4か月	知多建設事務所が平成29年度に発注し、低入札価格調査を経て契約した「津波対策海岸特別緊急工事（交付金）の内詳細設計業務」において、樋門基礎杭（鋼管杭）の設計に瑕疵があったことが判明した。 このことは、過失により工事等を粗雑にしたと認められ、契約の相手方として不適当であると判断し、日本工営株式会社名古屋支店に対して指名停止を行う。	知多建設事務所	—	要領第4条 第1項 (別表第1-2)

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
15	神稲建設株式会社 名古屋支店	名古屋市守山区 大永寺町88番	R4.9.7	R4.10.6	1か月	令和3年1月20日、神稲建設株式会社は、共同企業体の代表者として請け負った施設解体工事において、下請負人の作業員に高さ9.3メートルの点検用通路の手すりの欠損部分から廃材を投下する作業を行わせる際、墜落により労働者に危険を及ぼす恐れのあるところに講じるべき必要な墜落防止措置を講じなかったため、作業員が手すり欠損部分から転落し死亡する事故を生じさせた。 これにより、同社及び同社社員1名が、木曾福島簡易裁判所より、労働安全衛生法違反で罰金刑の略式命令を受けた。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、神稲建設株式会社名古屋支店に対して指名停止を行う。	木曾広域連合	長野県 木曾郡 木曾町地内	要領第4条 第1項 (別表第1-8)

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
14	恒栄建設株式会社	西尾市吉良町富好新田蔵井戸24	R4. 8. 31	R4. 9. 30	1か月	西三河農林水産事務所発注の「たん水防除事業 室場南部地区 上屋建築工事」において、支保工組立作業中、当該施工担当者以外の作業員が鋼製板の仮置き作業を手伝っていたところ、下地単管がない鋼製板に載ってしまい、約5.5mの高さから転落し、死亡したものである。 本件は、令和4年8月24日開催の愛知県農業水産局及び農林基盤局建設工事等事故調査委員会において、安全管理の措置が不適切と判断されたことから、恒栄建設株式会社に対して指名停止を行う。	西三河農林水産事務所	西尾市花蔵寺町地内	要領第4条第1項 (別表第1-7)

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
13	株式会社花田工務店	豊橋市中世古町 121	R4.8.9	R4.8.22	2週間	<p>公営住宅課発注の「愛知県営西春住宅PFI方式整備等事業」の既設9棟の取壊し工事において、枠組足場の解体にあたり、足場の倒壊防止のため設置した火打ち単管を取り外す際、作業員が単独で運搬しようとして単管の重さに耐えられず、作業床約7mの高さから転落し、4か月程度の加療を要する重傷を負ったものである。</p> <p>本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事故調査委員会において特定事業者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、特定事業者の株式会社花田工務店に対して指名停止を行う。</p>	公営住宅課	北名古屋市 鍛冶ヶ一色 地内	要領第4条 第1項 (別表第1-7)

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
12	株式会社浅沼組 名古屋支店	名古屋市中村区 名駅南3-3- 44	R4.8.3	R5.9.2	13か月	千葉県市川市が令和2年に一般競争入札で発注した施設取壊し工事に関し、株式会社浅沼組の当時千葉営業所長であった社員が、令和4年7月26日、公契約関係競売等妨害の容疑で、逮捕された。このため、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社浅沼組名古屋支店に対して指名停止を行う。	-	-	要領第4条 第1項 (別表第3-3)

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
11-1	田中建設興業株式会社	西尾市上町 北荒子6-3	R4.7.6	R4.8.5	1か月	西三河建設事務所発注の「海岸高潮対策工事(その2)」において、令和3年1月28日、海岸堤防上から鋼矢板を打設するため、硬質地盤専用機により先行掘削を実施したところ、堤防天端から約1.2m下の下水道管を破損し、またこの影響で人孔5箇所の修繕を必要としたもの。なお、下水道管の復旧にはおよそ1.4か月の期間を要し、下水道管理者に影響を与えた。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事故調査委員会において元請業者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、元請業者である田中建設興業株式会社に対して指名停止を行う。 また、田中建設興業株式会社が構成員となっている、田中・岩瀬・磯谷経常建設共同企業体に対しても同様に指名停止を行う。	西三河建設事務所	西尾市 中根町地内	要領第4条 第1項 (別表第1-5) 及び 要領第5条 第3項
11-2	田中・岩瀬・磯谷経常建設共同企業体	西尾市上町 北荒子6-3	R4.7.6	R4.8.5	1か月	西三河建設事務所発注の「海岸高潮対策工事(その2)」において、令和3年1月28日、海岸堤防上から鋼矢板を打設するため、硬質地盤専用機により先行掘削を実施したところ、堤防天端から約1.2m下の下水道管を破損し、またこの影響で人孔5箇所の修繕を必要としたもの。なお、下水道管の復旧にはおよそ1.4か月の期間を要し、下水道管理者に影響を与えた。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事故調査委員会において元請業者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、元請業者である田中建設興業株式会社に対して指名停止を行う。 また、田中建設興業株式会社が構成員となっている、田中・岩瀬・磯谷経常建設共同企業体に対しても同様に指名停止を行う。	西三河建設事務所	西尾市 中根町地内	要領第4条 第1項 (別表第1-5) 及び 要領第5条 第3項

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
10	基礎地盤コンサルタンツ 株式会社中部支社	名古屋市西区菊 井2-14-2 4	R4.7.6	R4.11.5	4か月	西三河建設事務所が平成25年度に発注した「海岸緊急整備工事の内測量及び設計業務委託」及び平成27年度に発注し、低入札価格調査を経て契約した「海岸高潮対策工事の内設計業務委託」の2業務において、海岸堤防下に存在する流域下水道管を把握せず、不備のある成果品をとりまとめた品質不良が判明した。 このことは、過失により工事等を粗雑にしたと認められ、契約の相手方として不適当であると判断し、上記2業務を受注した基礎地盤コンサルタンツ株式会社中部支社に対して指名停止を行う。	西三河建設事務所	—	要領第4条 第1項 (別表第1-2)

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
9	有限会社アクト	豊橋市高洲町字 高洲41番地	R4.7.6	R4.9.5	2か月	東三河建設事務所発注の「道路橋りょう改築工事の内公共用地保全管理業務」の入札において、令和4年6月23日に有限会社アクトを落札者として決定したところ、令和4年6月27日に同社が契約を辞退したものである。 このことは、不正又は不誠実な行為にあたり、契約の相手方として不適当であると判断し、有限会社アクトに対して指名停止を行う。	東三河建設事務所	—	要領第4条 第1項 (別表第3-7)

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
8	株式会社西原環境中部支店	名古屋市東区葵 3-15-31	R4.7.6	R4.8.5	1か月	令和3年8月19日、株式会社西原環境は、豊橋市内の下水道処理場で作業員に水量の確認作業を行わせるに当たり、作業中又は通行中の労働者がマンホールから転落することにより窒息等の危険を及ぼすおそれがある場合に講じるべき必要な措置を講じなかったため、作業員が蓋の開いていたマンホールから水槽内に転落し、溺れて死亡する事故を生じさせた。 これにより、同社が、豊橋簡易裁判所より、労働安全衛生法違反で罰金刑の略式命令を受けた。 したがって、契約の相手方として不適當であると判断し、株式会社西原環境中部支店に対して指名停止を行う。	豊橋市	豊橋市杉山町地内	要領第4条 第1項 (別表第1-8)

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
7	有限会社小笠原組	田原市宇津江町 内荒古23-1	R4.6.28	R4.7.11	2週間	東三河農林水産事務所発注の「経営体 育成基盤整備事業 和地太田地区 区画 整理その7工事」において、資材置場に 保管された側溝を運搬するため、クレー ン機能付きバックホウで側溝を搭載型ト ラッククレーン車へ積載する作業を行っ ていたところ、バックホウオペレータの 不注意により、バックホウを誤動作させ バケットが玉掛け作業者に接触し、作業 者が頭部及び顔を損傷し、死亡したも のである。 本件は、令和4年6月22日開催の愛知 県農業水産局及び農林基盤局建設工事等 事故調査委員会において、安全管理の措 置がやや不適切と判断されたことから、 有限会社小笠原組に対して指名停止を行 う。	東三河農林水産 事務所	田原市和地 町地内	要領第4条 第1項 (別表第1-7)

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項		
			自	至	(月数)						
6-1	徳倉建設株式会社	名古屋市中区錦 3-13-5	R4.6.14	R4.6.27	2週間	<p>公営住宅課発注の「愛知県営東浦住宅PFI方式整備等事業」の既設擁壁解体作業において、擁壁の縁切りのため解体機で擁壁天端を内側から突いた際、コンクリ塊が外側に崩れ落ち、飛散防止用のベニア養生で塊を受け止められず、塊がベニアの外側に設置してあった単管バリケードの上に落ちてバリケードが倒れ、作業員が倒れたバリケードに足を挟みこまれて、2か月の加療を要する重傷を負ったものである。また、解体作業は道路上での作業を伴っていたが、道路使用許可等の必要な許認可の手続きがなされていなかった。</p> <p>本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務調査委員会において特定事業者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、特定事業者の徳倉建設株式会社、株式会社七番組及び株式会社大進に対して指名停止を行う。</p>	公営住宅課	知多郡東浦町大字石浜地内	要領第4条 第1項 (別表第1-7)		
6-2	株式会社七番組	半田市成岩東町 77									
6-3	株式会社大進	半田市住吉町2 -185-1									

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
5	アイサワ工業株式会社 名古屋支店	名古屋市中区錦 1-20-25	R4.5.17	R5.7.16	14か月	<p>防衛省近畿中部防衛局が令和2年に発注した施設新設工事に関し、同局元職員が在職中にアイサワ工業株式会社の社員に入札情報を漏えいしたとして、元職員及び社員が令和4年5月10日に逮捕されたため、アイサワ工業株式会社名古屋支店に対し、令和4年5月16日付けで指名停止を行った。</p> <p>その後、漏えいした入札情報に基づき株式会社銭高組とアイサワ工業株式会社との共同企業体が当該工事を落札し、公正な入札を妨害したとして、先に逮捕された2名に加え、アイサワ工業株式会社名古屋支店長他1名の計4名が令和4年5月31日、公契約関係競売等妨害などの罪で起訴された。</p> <p>このことは、愛知県建設工事等指名停止取扱要領第6条第5項の「極めて悪質な事由が明らかになった」場合に該当するため、アイサワ工業株式会社に対する当初の指名停止期間である13か月を14か月に変更する。</p>	-	-	<p>要領第4条第1項 (別表第3-3)、 第6条第5項</p> <p>※番号2の 期間変更</p>

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
4	株式会社銭高組 名古屋支店	名古屋市中区丸の内1-14-13	R4.6.7	R5.8.6	14か月	防衛省近畿中部防衛局が令和2年に発注した施設新設工事に関し、同局元職員が在職中に漏えいした入札情報に基づき、株式会社銭高組とアイサワ工業株式会社との共同企業体が当該工事を落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年5月31日、株式会社銭高組の元名古屋支店長他3名が公契約関係競売等妨害などの罪で起訴された。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社銭高組名古屋支店に対して指名停止を行う。	—	—	要領第4条 第1項 (別表第3-3)

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
3	株式会社佐野塗工店	名古屋市南区上 浜町215-2	R4.5.24	R4.6.6	2週間	西三河水道事務所発注の「逢妻川水管 橋塗装修繕工事」において、仮設足場の 屋根解体作業時に一次下請の作業員が親 綱の支柱を挟んで移動した際、フルハー ネス安全帯のフックを2丁とも掛けるこ とを怠り、突風に煽られて持っていたコ ンパネと共に約11mの高さから転落し負 傷した。 また、当該事故に伴い現場が一時中断 したことにより工期末の令和4年3月25 日までに工事が完了せず28日間の履行遅 滞となり、本県と締結した契約に違反し た。 このため、契約の相手方として不適切 であると判断し、元請負業者である株式 会社佐野塗工店に対して指名停止を行 う。	西三河水道事務 所	刈谷市一里 山町地内	要領第4条 第1項 (別表第1-4、 1-7)、 第6条第1項

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
2	アイサワ工業株式会社 名古屋支店	名古屋市中区錦 1-20-25	R4.5.17	R5.6.16	13か月	防衛省近畿中部防衛局が令和2年に発注した施設新設工事に関し、同局元職員が在職中にアイサワ工業株式会社の社員に入札情報を漏えいしたとして、令和4年5月10日、元職員が官製談合防止法違反の疑いで、また会社社員が公契約関係競売等妨害の疑いで、逮捕された。 このため、契約の相手方として不相当であると判断し、アイサワ工業株式会社名古屋支店に対して指名停止を行う。	—	—	要領第4条 第1項 (別表第3-3)

令和4年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
1	株式会社おかむら	名古屋市中川区 宮脇町1-33	R4.4.26	R4.5.25	1か月	令和3年5月8日午後7時頃及び同月14日午後7時頃、株式会社おかむらの元使用人は、延べ3回にわたり、台船から廃棄物であるワイヤーロープを海域に投棄した。 これにより、同社及び同元使用人が、半田簡易裁判所より、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で罰金刑の略式命令を受けた。 したがって、契約の相手方として不適當であると判断し、株式会社おかむらに対して指名停止を行う。	-	半田市 十一号地 地先	要領第4条 第1項 (別表第3-7)